

八尾市芸術文化基本条例

令和4年3月24日

条例第13号

芸術文化は、人々の心情の表現そのものであり、芸術文化を通じて、人は、様々な学びや心の豊かさを得て、心のつながりを大切にして多様性を受け入れることのできる社会をつくり、及び観光、産業その他の分野との連携により魅力的で活力のあるまちを構築することができる。

八尾市は、大和川や信貴・生駒の山々など四季折々の豊かな表情を見せる自然に囲まれ、奈良時代以降、大和と難波をつなぐ交通の要衝として多くの人の往来があったことから、文化や産業の集積地として、大きな発展を遂げてきた。

芸術文化においては、八尾を発祥の地とする河内音頭や、河内木綿の藍染文様や柄をはじめ、人々の生活の中で培われた文化が芸術的な要素を得て伝統文化として発展し、今日でも新たな流れを創り出している。また、八尾市文化会館その他の芸術文化に関する拠点を活用しながら、市民が市内の様々な場で多様な芸術文化活動を展開している。

ここに、私たちは、このような歴史や経過を大切にしながら、八尾市における芸術文化による創造及び交流の基盤の形成をめざし、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、芸術文化による創造及び交流の基盤の形成に関する施策（以下「施策」という。）に関し、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び学校等の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって活力にあふれ、生き生きと働き、暮らし、及び活動する人をつくること、つながりと優しさのある社会をつくること、並びに個性豊かで活力のあるまちをつくることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 芸術文化 文化芸術基本法（平成13年法律第148号。以下「法」とい

う。) 第8条から第11条までに規定する芸術、メディア芸術、伝統芸能及び芸能をいい、法第12条に規定する生活文化、国民娯楽及び出版物等を含むものとする。

(2) 芸術文化による創造及び交流の基盤の形成 市内の様々な場で展開される芸術文化に関する活動(以下「芸術文化活動」という。)により、芸術文化の鑑賞、創作及び発表を通じたつながり及び広がりを生み出し、人が育ち、人と人との交流が活性化され、芸術文化と他分野との連携及び八尾の魅力の発信が促進されることをいう。

(3) 市民 市内に居住し、通学し、若しくは通勤し、又は市内で芸術文化活動を行う個人及び団体をいう。

(4) 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。

(基本理念)

第3条 施策は、次に掲げる基本理念にのっとり、推進するものとする。

(1) 子どもの生きる力及び日々の生活での明るく豊かな心を育むこと。

(2) 市民一人ひとりの自己形成及び教養形成につながること。

(3) 多様な価値観及び表現の自由が尊重されること。

(4) 新たな交流が生まれ、地域のつながり及びコミュニティが強化されること。

(5) 社会的包摂が実現され、共生社会が構築されること。

(6) まちの魅力の創造及び発掘並びに市内外への発信により、市民の誇りが生まれること。

(7) 観光、産業その他の分野との連携により、まちが活性化されること。

(市の役割)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、自主的かつ主体的に芸術文化に関わり、市、事業者、学校等及び市民相互の交流及び理解を深め、芸術文化の発展に寄与するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、自主的かつ主体的に芸術文化を発展させ、事業活動を通じて市民の芸術文化活動を支援するよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第7条 学校等は、子ども及び若者が芸術文化に触れ、並びに芸術文化活動の成果を発表することができる機会を設けるよう努めるものとする。

(市の取組)

第8条 市は、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 芸術文化による創造及び交流の基盤の形成に係る体制及び仕組みの整備
- (2) 芸術文化につながる機会の提供
- (3) 芸術文化を深く味わう機会の提供
- (4) 自由な芸術文化活動のための環境の整備
- (5) 芸術文化を通じた子どもの育み
- (6) 芸術文化を通じた地域の活性化
- (7) 芸術文化によるまちの魅力の発信

(推進会議)

第9条 芸術文化による創造及び交流の基盤の形成のために必要な活動を行うため、推進会議を置く。

2 推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(基本計画)

第10条 市長は、施策を総合的かつ計画的に推進するため、法第7条の2第1項の規定により、八尾市芸術文化推進基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、前項の規定による基本計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、次条に規定する八尾市芸術文化振興審議会の意見を聴くものとする。

3 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(審議会)

第11条 基本計画の策定及び変更その他施策の推進に関する重要事項を調査審議するため、本市に、八尾市芸術文化振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、施策について、市長に意見を述べることができる。
- 3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)
- 2 執行機関の附属機関に関する条例（昭和34年八尾市条例第195号）の一部を次のように改正する。
第1条の表市長の部八尾市芸術文化振興審議会の項を削る。
(執行機関の附属機関に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の執行機関の附属機関に関する条例第1条の規定により置かれている八尾市芸術文化振興審議会は、第11条第1項の規定により置かれた審議会とみなす。